

本号で公布された 法令のあらまし

国立国会図書館法の一部を改正する法律（法律第三号）（国会）

- 1 オンライン資料の収集に関する規定の整備
(一) 国、地方公共団体、独立行政法人等以外の者は、オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しななければならないこととした。（第五条の四第一項関係）
(二) 館長が、国、地方公共団体、独立行政法人等以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、(一)による提供を経ずに、国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合その他の場合には、(一)を適用しないこととした。（第五条の四第二項関係）
(三) 館長は、オンライン資料を、国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより、収集することができることとした。（第二三条及び第二五条の四第三項関係）
(四) (一)によりオンライン資料を提供した者に対しては、館長は、その提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付することとした。ただし、交付を要しない旨の意思の表明があった場合は、この限りでないものとした。（第二五条の四第四項関係）
2 原子力損害賠償支援機構の設立に伴う出版物の納入義務に関する規定の整備
原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九四号）により原子力損害賠償支援機構が設立されたことに伴い、同機構に国の諸機関と同様の出版物の納入義務を課することとした。（別表第一関係）
3 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免れることができることとした。（附則第二条関係）
4 著作権法の一部を改正し、オンライン資料の収集のための記録及び複製に係る規定の整備を行うこととした。（附則第四条関係）

5 この法律は、平成二十五年七月一日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

死因究明等の推進に関する法律（法律第三三三号）（内閣府本府）

1 総則

(一) 目的（第一条関係）

この法律は、我が国において死因究明（死体について、検案、検視、解剖その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることという。以下同じ。）及び身元確認（死体の身元を明らかにすることという。以下同じ。）を以下「死因究明等」という。(一)の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となつてきていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策についてその在り方を横断的かつ包括的に検討し及びその実施を推進するため、死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることとした。

(二) 死因究明等の推進に関する基本理念（第二条関係）

(1) 死因究明の推進は、死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行つことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

(2) 死因究明の推進は、高齢化の進展等の社会情勢の変化を踏まえつつ、人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう、行われるものとする。

(3) 身元確認の推進は、身元確認が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

(三) 国及び地方公共団体の責務（第三条及び第四条関係）

(1) 国は、(二)の基本理念にのっとり、死因究明等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。

(2) 地方公共団体は、(二)の基本理念にのっとり、死因究明等の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。

(四) 連携協力（第五条関係）

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。

死因究明等の推進に関する基本方針（第六条関係）

(一) 死因究明等の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備、法医学に係る教育及び研究の拠点の整備、死因究明に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上、警察等における死因究明等の実施体制の充実、死体の検案及び解剖の実施体制の充実、薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他の死因究明のための科学的な調査の活用、遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備並びに死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進とすることとした。

(二) 死因究明等の推進に関する施策は、死因究明等に係る人材の育成、施設等の整備及び制度の整備のそれぞれについて、(一)の施策の総合性を確保しつつ、段階的かつ速やかに講ぜられるものとする。

死因究明等推進計画（第七条関係）

(一) 政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2の基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財

政上の措置その他の措置を定めた死因究明等推進計画を定めなければならないこととした。

(二) 内閣総理大臣は、死因究明等推進計画につき閣議の決定を求めなければならないこととした。

(三) 政府は、死因究明等推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこととした。

死因究明等推進会議（第八条）（第一五条関係）

(一) 内閣府に、特別の機関として、死因究明等推進会議を置くこととした。

(二) 死因究明等推進会議は、死因究明等推進計画の作成、死因究明等の推進に関する施策に関する重要事項についての審議、死因究明等の推進に関する施策の実施の推進並びにその実施の状況の検証、評価及び監視に関する事務をつかさどることとした。

(三) 死因究明等推進会議は、会長及び委員二十人以内をもつて組織することとした。

(四) 会長は、内閣府府長官をもって充てることとした。

(五) 委員は、次に掲げる者をもって充てることとした。

(1) 内閣府府長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
(2) 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
(六) 死因究明等推進会議の運営については、(五)の(2)の委員の有する知見が積極的に活用され、委員の間で充実した意見交換が集中的に行われることとなるよう、配慮されなければならないこととした。

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度について（第一六条関係）

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討することとした。

6 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

7 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失ふこととした。（附則第二条関係）